



附 則

1 から 11 まで (現行のとおり)

(新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特  
例)

12 令和十四年一月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染  
症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二  
年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染  
する能力を有することが新たに報告されものに限り)である感  
染症をいう。)のまん延の影響を受けた温室効果ガス排出事業者  
等についての次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる  
字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用す  
る。

第四条の五第二項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の六の二第 三項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の七第四項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の八第二項	(現行のとおり)	(現行のとおり)

附 則

1 から 11 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特  
例)

12 令和三年一月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第  
三十一号)附則第一条の二第二項に規定するものをいう。)のま  
ん延の影響を受けた温室効果ガス排出事業者等についての次の  
表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ  
同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第四条の五第二項	(略)	(略)
第四条の六の二第 三項	(略)	(略)
第四条の七第四項	(略)	(略)
第四条の八第二項	(略)	(略)

新旧対照表② (附則)

第二号	り)	り)
第四条の八第二項 第二号	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の八第二項 第三号	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の九第二項	九月末日	九月末日(ただし、削減義務期間の終了の年度が令和元年度の場場合には、令和四年一月末日)
第四条の九第二項 第一号	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の九第二項 第二号	四月三日	四月三日(ただし、削減義務期間の終了の年度が令和元年度の場場合には、令和三年八月四日)
第四条の十八第一 項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の十九第三 項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の二十第二 項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の二十一の 五の二第一項	各期間	各期間(ただし、平成二十八年十月一日が

第二号		
第四条の八第二項 第二号	(略)	(略)
第四条の八第二項 第三号	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第四条の九第二項 第一号	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第四条の十八第一 項	(略)	(略)
第四条の十九第三 項	(略)	(略)
第四条の二十第二 項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

<p>第十四条の二十一の 十四第一項</p>	<p>九月末日(第四 条の九第一項 第二号に掲げ る場合に該当 した特定地球 温暖化対策事 業所に係る指 定管理口座又 は一般管理口 座に記録され ている振替可 能削減量等に あつては、当該 振替可能削減 量等の算定の 対象となる年 度の属する削 減計画期間の 次の削減計画</p>	<p>九月末日(ただ し、当該終了年 度が令和元年 度となる振替 可能削減量等 にあつては、令 和四年一月末 日(当該振替可 能削減量等の うち、連携県等 削減量にあつ ては、連携県等 が別に定める 期限)、第四条 の九第一項第 二号に掲げる 場合に該当し た特定地球温 暖化対策事業</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表② (附則)

		期間終了後の 日) 同号に定める	所に係る指定 管理口座又は 一般管理口座 に記録されて いる振替可能 削減量等に あつては、当該 振替可能削減 量等の算定の 対象となる年 度の属する削 減計画期間の 次の削減計画 期間終了後の 同号に定める 日)
第四條の二十一の 十八	九月末日	九月末日	九月末日(ただ し、削減計画期 間の終了年度 が令和元年度 の場合にあつ ては令和四年 一月末日)
第四條の二十三第 一項	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のとお り)
	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のとお り)
	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のとお り)
第四條の二十六第	(現行のとお	(現行のとお	(現行のとお

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第四條の二十三第 一項	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
第四條の二十六第	(略)	(略)	(略)

新旧対照表② (附則)

二項	り)	り)
	(現行のお	(現行のお
項	り)	り)
	(現行のお	(現行のお
第五条の十九第一	り)	り)
項	(現行のお	(現行のお

  

二項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第五条の十九第一	(略)	(略)
項	(略)	(略)